

## 弊社「ベンリー間仕切り」に関するお知らせ

株式会社ニード様のホームページにおける平成27年7月30日「株式会社ケンユーによる当社意匠権の侵害について」及び同年8月31日「間仕切り製品の意匠権について」=お知らせ=に記載されている事項について、当社の見解をご説明いたします。

上記ホームページにおいては、判定の結果を記載しておりますが、そもそも判定制度とは、特許庁が行う行政サービスの一種（法的拘束力なし）であり、特許庁の作成した「判定制度のあらまし」においても行政サービスであり法的拘束力がない旨及び「特許法は、判定の結果が、当事者、第三者を法的に拘束するような規定を設けていないため、行政庁の処分その他の公的権力の行使にあたる行為には当たりません」と明記されております。

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/hantei2/hantei\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/hantei2/hantei_01.pdf)

このように、判定においていかなる判断が示されたとしても、それにより、何ら法的拘束力は生じておりません。

また、当社のベンリー間仕切りの形態は、3件の意匠登録を受けて意匠権により保護されております（意匠第1507066号、意匠第1529971号、意匠第1529972号）。

従いまして、弊社で製造、販売いたしておりますベンリー間仕切りについては、なんら法的拘束力のある判断が示されているわけでもなく、弊社が登録意匠を保有している状況であり、今後ともご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。  
(平成27年12月11日)